

戸籍謄・抄本等交付請求書（郵送用）

市・区・町・村 長 様

令和 年 月 日

請求者	住所	〒 _____		
	氏名	◎必ず自署・押印ください。		☐ 昼間連絡のとれる電話番号 自宅・携帯・勤務先・その他
	生年月日	明治・大正 昭和・平成	年 月 日	
必要なもの	本籍			
	筆頭者	◎筆頭者とは戸籍の先頭に記載されている方です。亡くなくても変わりません。		
		謄本（全部）	抄本（一部）〔必要な者の名〕	手数料
	戸籍	通	通〔 〕	1通450円
	除籍	通	通〔 〕	1通750円
	改製原戸籍	通	通〔 〕	1通750円
	戸籍の附票	通	通〔 〕	(※1) 円
	身分証明書	(※2)	通〔 〕	(※1) 円
その他				
請求理由等	請求理由（使用目的）			
	必要としている証明事項			

請求者と証明が必要な者との関係（該当するところに○をつけてください。）
本人・配偶者・親子・孫・祖父母・その他（具体的に： ※2 ）

※1 市区町村により異なりますので、お確かめの上ご請求下さい。茨川市はそれぞれ1通300円です。

※2 請求者本人以外の身分証明書をとる場合や、関係が「その他」にあたる場合は、委任状等が必要です。

①最近2週間以内に戸籍の届出（死亡届や婚姻届など）をしましたか？

いいえ・はい（令和 年 月 日：婚姻・離婚・出生・死亡・その他）

②どちらの市区町村に届出を提出しましたか？（ 市・区・町・村）

郵送請求にあたってのご案内

● 必要な書類は以下の4つです。

1. 戸籍謄・抄本等交付請求書（この書類です。）
2. 手数料分の定額小為替（郵便局でご購入ください。）
3. 返信用封筒+郵便切手（請求者の住所・宛名をご記入ください。）
4. 請求者の本人確認書類（免許証、保険証等）の写し※現住所記載のもの。

※原則として、住所地以外に送付することはできませんのでご注意ください。

- 本人以外の戸籍等を請求する場合は、関係と理由がわかる書類の写しが必要です。
- 郵送にかかる時間を勘案の上、日数に余裕をもってご請求ください。
- 死亡届や婚姻届など戸籍の届出がされた場合は、反映されるまで時間がかかります。
- 不明な点がある場合には、事前に送付先へお電話にて御確認ください。

戸籍謄・抄本等交付請求書（郵送用）

澁川 市・区・町・村 長 様

記入例

令和 ○ 年 △ 月 □ 日

請求者	住所	〒377-0008 群馬県澁川市澁川○○○○番地○ ◎本人確認書類・返信用宛先と同じとなるようご注意ください。		
	氏名	澁川 花子 (澁川) ◎必ず自署・押印ください。	昼間連絡のとれる電話番号 0279-22-2111	
	生年月日	明治・大正 昭和・平成 □ 年 ○ 月 △ 日	(自宅)・携帯・勤務先・その他	
必要なもの	本籍	群馬県澁川市石原80番地1		
	筆頭者	◎筆頭者とは戸籍の先頭に記載されている方です。亡くなくても変わりません。 澁川 太郎		
		謄本（全部）	抄本（一部）〔必要な者の名〕	手数料
	戸籍	1 通	1 通〔花子〕	1通450円
	除籍	1 通	通〔 〕	1通750円
	改製原戸籍	1 通	通〔 〕	1通750円
	戸籍の附票	通	通〔 〕	(※1) 円
身分証明書	(※2)	通〔 〕	(※1) 円	
その他				
請求理由等	請求理由（使用目的）	例：○○死亡による遺産相続手続で、相続人の確認に必要なため。 パスポート申請の添付資料のため○○個人のもの。 ○○の自動車の所有権移転のため。 など		
	必要としている証明事項	例：○○の出生から死亡まで全部つながる戸籍。 ○○の死亡記載がある戸籍と、○○の子が全員記載されている戸籍。 ○○の住所異動の経緯がわかる○○が婚姻から現在までの戸籍の附票。 など		
請求者と証明が必要な者との関係（該当するところに○をつけてください。） 本人・配偶者・親子・孫・祖父母・その他（具体的に： ※2 ）				

※1 市区町村により異なりますので、お確かめの上ご請求下さい。澁川市はそれぞれ1通300円です。

※2 請求者本人以外の身分証明書をとる場合や、関係が「その他」にあたる場合は、委任状等が必要です。

①最近2週間以内に戸籍の届出（死亡届や婚姻届など）をしましたか？

いいえ はい (令和 △ 年 □ 月 ○ 日：婚姻・離婚・出生 死亡・その他)

②どちらの市区町村に届出を提出しましたか？（澁川 市・区・町・村）

郵送請求にあたってのご案内

● 必要な書類は以下の4つです。

1. 戸籍謄・抄本等交付請求書（この書類です。）
2. 手数料分の定額小為替（郵便局でご購入ください。）
3. 返信用封筒+郵便切手（請求者の住所・宛名をご記入ください。）
4. 請求者の本人確認書類（免許証、保険証等）の写し※現住所記載のもの。

※原則として、住所地以外に送付することはできませんのでご注意ください。

- 本人以外の戸籍等を請求する場合は、関係と理由がわかる書類の写しが必要です。
- 郵送にかかる時間を勘案の上、日数に余裕をもってご請求ください。
- 死亡届や婚姻届など戸籍の届出がされた場合は、反映されるまで時間がかかります。
- 不明な点がある場合には、事前に送付先へお電話にて御確認ください。